



2022. 4. 26

新たに2つの追加型投資信託の取扱を開始

静銀ティーエム証券株式会社

静銀ティーエム証券(社長 杉本 浩利)では、お客さまの中長期的な資産形成にお応えするファンドのラインアップの充実を目的に、新たに2つの追加型投資信託の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日 4月26日(火)

2. 商品概要

(1) グローバル水素株式ファンド(愛称:H2)

①投資委託会社/日興アセットマネジメント株式会社

②商品の特色

- ・脱炭素化に向けた取り組みが世界的に進むなかで、燃焼させても二酸化炭素を排出せず、水から生成されるため枯渇リスクも少ない水素は、「夢のエネルギー源」として注目を集めています。
- ・本商品は、水素関連ビジネスのうち「つくる」「運ぶ・貯める」「使う」の3つの分野に関わる企業を主な投資対象としています。
- ・運用は、水素技術の開発先進国である欧州に拠点を置く「日興アセットマネジメント ヨーロッパ」が行います。
- ・主なリスクは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスクとなります。

(2) ダブル・ブレイン・コア(マイルド)/(スタンダード)/(ブル)

①投資委託会社/野村アセットマネジメント株式会社

②商品の特色

- ・AIなどの次世代テクノロジーを活用したシステムにより、リスクをコントロールしながら24時間休むことなく株式、債券、商品等、世界各国の多様な資産に投資します。
- ・高度なリスクコントロールを維持しつつ、お客さまのライフスタイルに合わせ、リスク水準の異なる3つのファンド(マイルド、スタンダード、ブル)から構成されています。
- ・主なリスクは、価格変動リスク、債券価格変動リスク、商品(コモディティ)市況変動リスク、為替変動リスク、代替手法に関するリスク、取引先リスクとなります。

3. 取扱店 本支店全店 18カ店

グローバル水素株式ファンド

愛称: H₂

追加型投信 / 内外 / 株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページアドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル水素株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年7月16日に関東財務局長に提出しています。
- 有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認いただけます。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年1回	グローバル(含む日本)	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

愛称として「H2」、「H2(エイチツー)」という名称を用いることがあります。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	25兆9,595億円
	(2021年4月末現在)

ファンドの目的

主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、水素関連ビジネスを行なう企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1

世界の株式の中から主に水素関連ビジネスを行なう企業の株式に投資を行ないます。

- 日本を含む世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)の中から、今後の成長が期待される水素関連ビジネスを行なう企業の株式を中心に投資を行ないます。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行ないません。

2

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが運用を行ないます。

- 株式運用において実績を持つ日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのグローバル株式運用チームが、マザーファンドの運用を行ないます。

3

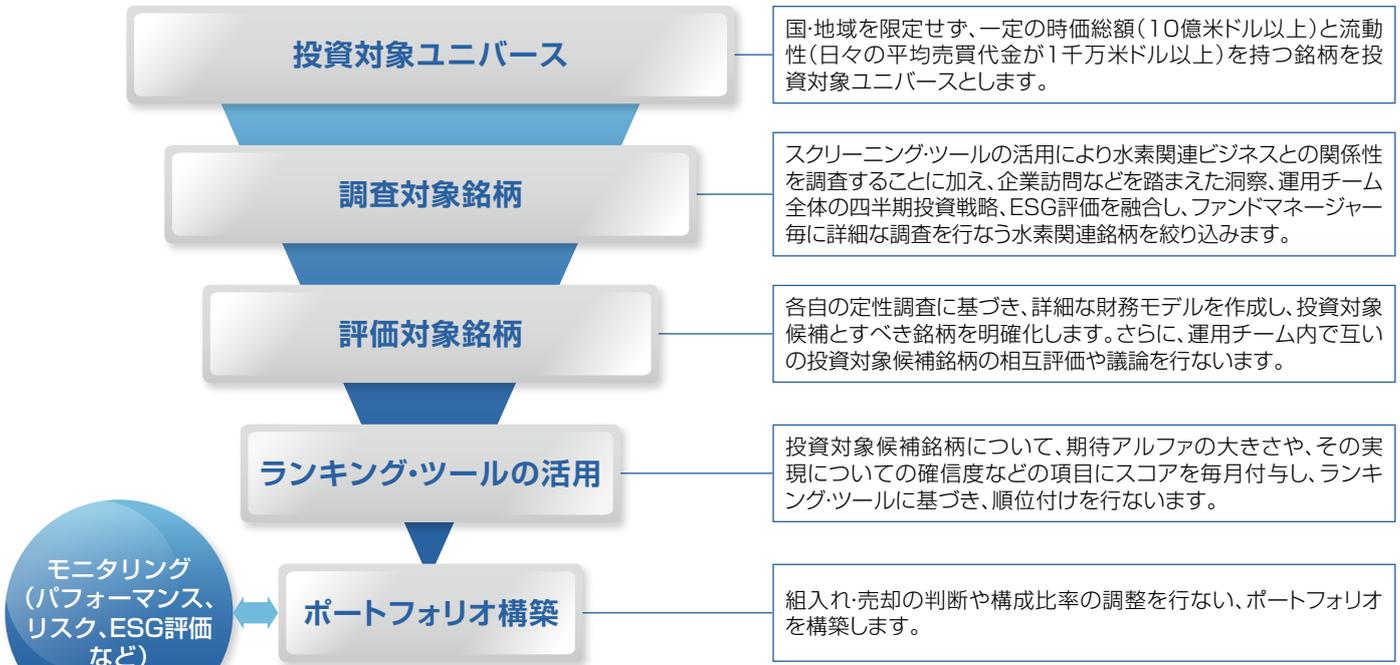
年1回、決算を行ないます。

- 毎年8月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
※初回決算は、2022年8月18日とします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

運用プロセス

- 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用を担当する日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドのグローバル株式運用チームの運用プロセスは、以下の通りです。



※上記は2021年4月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。
 ※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドについて

- 日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドは、日興アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持株会社の傘下にある英国拠点です。
- 1984年に日興国際投資顧問(NICAM)の英国現地法人として設立され、2006年に日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドに名称を変更しました。
- グローバル株式、グローバル債券、通貨およびマネーマーケット商品を含む複数にわたる資産クラスの運用サービスを提供しています。
- 当ファンドの運用を行なうグローバル株式運用チームは、投資信託の発祥の地でもあるエジンバラ（スコットランドの中心地）に拠点を置いています。

エジンバラには多くの運用会社があり、世界的上場企業がIR活動の一環として、足繁く訪れる地として知られています。



※上記は2021年4月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。



ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



【主な投資制限】

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

【分 配 方 針】

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 上海や深センのストックコネク(株式相互取引|制度)を通じた中国A株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネク特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクにおける取引通貨はオフショア人民元となり、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

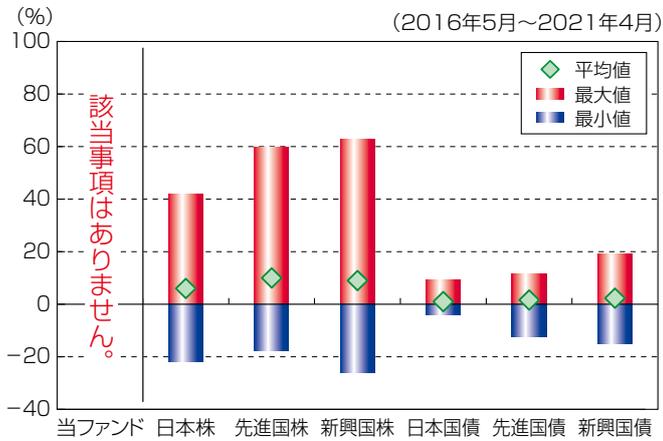
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2021年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

(当ファンドと他の代表的な資産クラスとの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	6.0%	10.0%	9.0%	1.0%	1.6%	2.3%
最大値	—	42.1%	59.8%	62.7%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	—	-22.0%	-17.5%	-26.1%	-4.0%	-12.3%	-15.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示していません。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの運用は、2021年8月16日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	<当初申込期間> 1口当たり1円 <継続申込期間> 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<当初申込期間> 当初申込期間の最終日(2021年8月13日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。 <継続申込期間> 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	<当初申込期間> 2021年8月2日から2021年8月13日まで <継続申込期間> 2021年8月16日から2022年11月18日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2031年8月18日まで(2021年8月16日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年8月18日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算は、2022年8月18日とします。
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
当初設定上限額	2,000億円
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.6885%(税抜1.535%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分(年率)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.535%</td> <td>0.750%</td> <td>0.750%</td> <td>0.035%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.535%	0.750%	0.750%	0.035%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																			
合計	委託会社	販売会社	受託会社																
1.535%	0.750%	0.750%	0.035%																
委託会社	委託した資金の運用の対価																		
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																		
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																		
その他の費用・手数料	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 また、有価証券の貸付は現在行っておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。</p>																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2021年7月16日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2022年4月12日ダブル・ブレイン・コア
(マイルド) / (スタンダード) / (ブル)

追加型投信 / 内外 / 資産複合 / 特殊型 (絶対収益追求型)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

● 携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産 ^(注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (適時ヘッジ)	絶対収益追求型

(注) (投資信託証券 (資産複合 (債券、デリバティブ、為替予約取引) 資産配分変更型))

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2022年2月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：46兆4048億円（2022年1月31日現在）

この目論見書により行なうダブル・ブレイン・コア（マイルド） / （スタンダード） / （ブル） の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年3月25日に関東財務局長に提出しており、2022年4月10日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

■ ダブル・ブレイン・コア（マイルド）

中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

■ ダブル・ブレイン・コア（スタンダード）

中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

■ ダブル・ブレイン・コア（ブル）

中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株式、債券、商品等に関連する流動性の高いデリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な主要取引対象[※]とし、債券等を実質的な主要投資対象[※]とします。

※ 「実質的な主要投資（取引）対象」とは、外国投資法人や「野村マネーインベストメント マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資（取引）対象という意味です。

投資方針

「ダブル・ブレイン・コア」はリスク水準の異なる「マイルド」、「スタンダード」、「ブル」の3本のファンドから構成されています。

- 各々以下の外国投資法人の円建て外国投資証券および国内投資信託「野村マネーインベストメント マザーファンド」に投資します。

ファンド名	投資対象とする外国投資法人の円建て外国投資証券
マイルド	マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス
スタンダード	マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス
ブル	マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

外国投資法人の主な投資方針について

<マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス>

- ◆ポートフォリオは、市場動向に追随する戦略（トレンド戦略）と投資対象の下落リスクを抑制する戦略（リスクコントロール戦略）の2つの戦略および短期国債で構成され、各戦略のリスク水準^{※1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{※2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。
- ◆各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額の概ね半分となるように調整を行ないます。
- ◆各戦略部分で保有する外貨建資産について、当該外貨売り円買いの為替取引を行ないません。

<マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス>

- ◆ポートフォリオは、市場動向に追随する戦略（トレンド戦略）と投資対象の下落リスクを抑制する戦略（リスクコントロール戦略）で構成され、各戦略のリスク水準^{※1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{※2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。
- ◆各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。
- ◆日本円クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

<マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス>

- ◆ポートフォリオは、市場動向に追随する戦略（トレンド戦略）と投資対象の下落リスクを抑制する戦略（リスクコントロール戦略）で構成され、各戦略のリスク水準^{※1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{※2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。
 - ◆各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額の2倍程度となるように調整を行ないます。
 - ◆日本円クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
-
- ◆トレンド戦略は、各投資対象を売り持ち（ショート）または買い持ち（ロング）するポジションをとり、市場の上昇トレンドならびに下降トレンドの双方に追随し、絶対収益の獲得を目標に積極的な運用を行ないます。運用にあたっては、日々の価格データ等を勘案した多数の独自の定量モデルと24時間体制の取引システムを活用し、各投資対象の相関、流動性およびボラティリティ等を考慮し、機動的かつシステムティックにポジションを調整します。
 - ◆リスクコントロール戦略は、各投資対象を買い持ち（ロング）するポジションをとり、安定した収益の獲得を目標に運用を行ないます。運用にあたっては、各投資対象のボラティリティを考慮し、ポートフォリオ全体のリスク水準^{※1}が一定の範囲内に収まるよう調整します。また、投資対象の下落リスクを抑制する多数の独自の定量モデルを活用します。

※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

※2 トrend戦略25%程度とリスクコントロール戦略75%程度を基本とします。

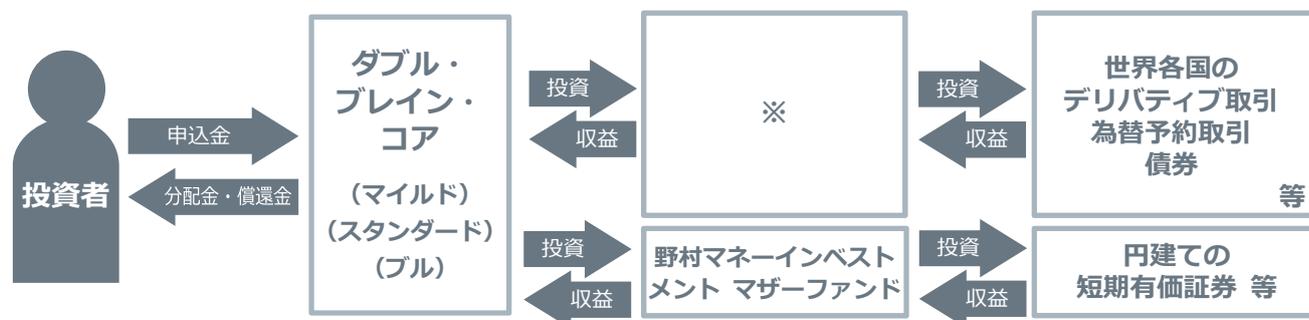


ファンドの目的・特色

- 通常の場合においては、マイルドは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス」、スタンダードは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス」、ブルは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※通常の場合においては、マイルドの「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス」、スタンダードの「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス」、ブルの「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス」への投資比率は、概ね90%以上を目標とします。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※マイルドは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス」、スタンダードは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス」、ブルは「マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス」



ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資法人の概要

マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア-日本円クラス
 マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア-日本円クラス
 マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア-日本円クラス
 (ケイマン諸島籍外国投資法人)

＜運用の基本方針＞	
実質的な 主要投資対象	世界各国（新興国を含みます。）の株式、債券、商品等に関連する流動性の高いデリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、債券等を実質的な主要投資対象とします。
投資方針	<p>＜マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コアはマン・グループが運用を行なうマスターファンドを通じて、世界各国（新興国を含みます。）の株式、債券、商品等に関連する流動性の高いデリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、債券等を実質的な主要投資対象とすることにより、中期的に安定した収益の獲得を目指します。 ポートフォリオは、市場動向に追随する戦略（以下、「トレンド戦略」と称する場合があります。）と投資対象の下落リスクを抑制する戦略（以下、「リスクコントロール戦略」と称する場合があります。）の2つの戦略および短期国債で構成され、各戦略のリスク水準^{*1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{*2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。 各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額の概ね半分となるように調整を行いません。 各戦略部分で保有する外貨建資産について、当該外貨売り円買いの為替取引を行いません。 <p>＜マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コアはマン・グループが運用を行なうマスターファンドを通じて、世界各国（新興国を含みます。）の株式、債券、商品等に関連する流動性の高いデリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、債券等を実質的な主要投資対象とすることにより、中期的な収益の獲得を目指します。 ポートフォリオは、トレンド戦略とリスクコントロール戦略で構成され、各戦略のリスク水準^{*1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{*2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。 各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額と同程度となるように調整を行いません。 日本円クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。 <p>＜マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> マン・ファンズIX-マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コアはマン・グループが運用を行なうマスターファンドを通じて、世界各国（新興国を含みます。）の株式、債券、商品等に関連する流動性の高いデリバティブ取引、為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、債券等を実質的な主要投資対象とすることにより、中期的に積極的な収益の獲得を目指します。 ポートフォリオは、トレンド戦略とリスクコントロール戦略で構成され、各戦略のリスク水準^{*1}を勘案し、マン・ソリューションズ・リミテッドが投資配分比率を決定^{*2}します。なお、市場動向等に応じて投資配分比率を変更する場合があります。 各戦略の投資配分比率の合計は、原則としてファンドの純資産総額の2倍程度となるように調整を行いません。 日本円クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。



ファンドの目的・特色

	<ul style="list-style-type: none"> ・マン・グループ傘下のAHL・パートナーズ・エルエルピー（AHL Partners LLP）が各戦略を用いるマスターファンドの運用を行ないます。 ・トレンド戦略は、各投資対象を売り持ち（ショート）または買い持ち（ロング）するポジションをとり、市場の上昇トレンドならびに下降トレンドの双方に追随し、絶対収益の獲得を目標に積極的な運用を行ないます。運用にあたっては、日々の価格データ等を勘案した多数の独自の定量モデルと24時間体制の取引システムを活用し、各投資対象の相関、流動性およびボラティリティ等を考慮し、機動的かつシステムティックにポジションを調整します。 ・リスクコントロール戦略は、各投資対象を買い持ち（ロング）するポジションをとり、安定した収益の獲得を目標に運用を行ないます。運用にあたっては、各投資対象のボラティリティを考慮し、ポートフォリオ全体のリスク水準^{※1}が一定の範囲内に収まるよう調整します。また、投資対象の下落リスクを抑制する多数の独自の定量モデルを活用します。 <p>※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。 ※2 トrend戦略25%程度とリスクコントロール戦略75%程度を基本とします。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の純資産総額を超える有価証券（先物等のデリバティブ取引は含みません。）の空売りは行ないません。 ・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行ないません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	原則として分配は行ないません。
償還条項	投資顧問会社による償還決議がなされた場合には、解散する場合があります。
＜主な関係法人＞	
管理会社	マン・アセット・マネジメント（ケイマン）リミテッド
投資顧問会社	マン・ソリューションズ・リミテッド
・管理事務代行会社 ・名義書換事務 受託会社	BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）ディー・エー・シー
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
＜管理報酬等＞	
信託報酬	<p>【マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・バナジウム・コア】 純資産総額の0.77%（年率）</p> <p>【マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・チタニウム・コア】 純資産総額の1.07%（年率）</p> <p>【マン・インスティテューショナル・ポートフォリオ・クロム・コア】 純資産総額の1.45%（年率）</p>
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、マスターファンドにおいて発生する費用等（保管・事務代行報酬、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、監査費用等が含まれますが、組入投資信託証券の投資顧問会社への運用報酬は発生しません。）など。</p> <p>運用に関する調査関連費用。 ファンドの設立に係る費用（5年を超えない期間にわたり償却）。</p>

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

* 上記は2022年3月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「野村マネーインベストメント マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

スイッチング

「ダブル・ブレイン・コア」を構成するファンド間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年5月17日[※]（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2023年5月17日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは、実質的に株式に関連するデリバティブ取引を活用しますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは、実質的に債券に投資を行ない、また実質的に債券に関連するデリバティブ取引を活用しますので、債券価格変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
商品（コモディティ）市況変動リスク	ファンドは、実質的に商品に関連するデリバティブ取引を活用すること等を通じて、商品（コモディティ）市況変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替予約取引等を実質的に活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
代替手法に関するリスク	ファンドは、株式、債券、商品等に関連するデリバティブ取引等のロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを実質的に構築することにより、実質的な投資対象市場の方向性によらず収益の獲得を目指しますので、実質的な投資対象市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用して先物取引等を行なうことが可能なため、実質的な投資対象市場における値動きが、それ以上の損失をもたらす場合があります。
取引先リスク	ファンドは、実質的にデリバティブ取引等を利用しますので、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

● ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

● 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

● ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

● 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

● 各ファンドが各々投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

● 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

● ファンドの主要投資対象である外国投資法人は、マスターファンドを通じて運用を行いません。そのため、マスターファンドを投資対象とする他のファンドおよびクラスに追加設定・買戻し（解約）等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マスターファンドにおいて売買等が生じた場合などには、外国投資法人の純資産価格に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

● ファンドの実質的な取引対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

● 外国投資証券において為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF*（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

*NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

● 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

● ファンドが投資を行なう戦略においては、各投資対象市場の上昇トレンドならびに下降トレンドを捉え、追従する戦略を採ります。相場に大きな価格トレンドがある場合においては、比較的大きな収益機会がありますが、市場の急変時や相場の転換点においては比較的大きな損失を被る可能性や、相場のもみあい局面では損失が継続する可能性があります。また当該戦略においては、リターンの変動性が大きい傾向があります。投資環境等によっては、必ずしも当該戦略によって好ましい投資成果を得られるわけではありません。

● 各ファンドはリスク水準が異なり、「ダブル・ブレイン・コア（マイルド）」、「ダブル・ブレイン・コア（スタンダード）」、「ダブル・ブレイン・コア（ブル）」の順にリスク水準が高くなります。リスク量に応じて価格変動の度合いは大きくなると考えられますので、ご注意ください。



投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



投資リスク

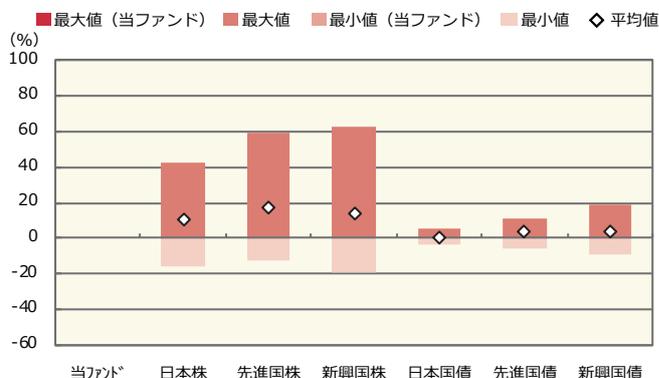
■ リスクの定量的比較 (2017年2月末～2022年1月末：月次)

■ マイルド、スタンダード、ブル

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	—	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値 (%)	—	10.6	17.1	13.7	0.1	3.5	4.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年2月から2022年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (㈩東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
 - MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
 - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持っており、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2022年3月25日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	【当初申込期間】（2022年4月12日から2022年4月25日まで） 1口あたり1円 【継続申込期間】（2022年4月26日から2023年8月9日まで） 購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	【当初申込期間】 2022年4月25日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】 販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	【当初申込期間】2022年4月12日から2022年4月25日まで 【継続申込期間】2022年4月26日から2023年8月9日まで *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されま す。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「ダブル・ブレイン・コア」を構成するファンド間でスイッチングができます。スイッチ ングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があ ります。）
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれか の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ダブリンの銀行
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、 スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2032年5月17日まで（2022年4月26日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないことと なる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があ ります。
決算日	原則、毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2023年5月17日。
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）



手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は2022年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額に <u>3.3% (税抜3.0%) 以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。				
信託財産留保額	ありません				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。				
	ファンド名		マイルド	スタンダード	ブル
	信託報酬率		年0.858% (税抜年0.78%)		
	支払先の および 役割の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.25%	
		販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.50%	
		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%	
	投資対象とする外国投資証券の信託報酬率		年0.77%	年1.07%	年1.45%
実質的な負担 (注)		<u>年1.628% 程度</u> (税込)	<u>年1.928% 程度</u> (税込)	<u>年2.308% 程度</u> (税込)	
(注) ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。					
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等				



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2022年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。